久留米市障害福祉計画第２期計画

（平成 21 年度～平成 23 年度）

平成２１年３月

久 留 米 市

目　次

１　計画の見直しにあたって　･･････････････････････････････････････　1

２　計画の基本的な考え方　･･　2

３　３つの課題と対応　･･　3

（１）施設入所者の地域生活への移行　･･････････････････････････････　3

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行　･････････････････････　5

（３）福祉施設から一般就労への移行　･･････････････････････････････6

４　サービス必要量見込みと確保の方策　･････････････････････････････8

（1）　指定障害福祉サービス・指定相談支援　･････････････････････････8

（１－１）訪問系サービス　･･8

（１－２）日中活動系サービス［介護給付］　･･････････････････････････10

（１－３）日中活動系サービス［訓練等給付］　････････････････････････12

（１－４）居住系サービス　･･･････････････････････････････････････15

（１－５）その他のサービス（相談支援）　･･･････････････････････････17

第２期計画の必要量見込み一覧　･････････････････････････････････18

（２）地域生活支援事業　･･19

《必須事業》･･19

（２－１）相談支援事業　･･･19

（２－２）住宅入居等支援（居住サポート）事業　･･･････････････････････21

（２－３）成年後見制度利用支援事業　･･･････････････････････････････22

（２－４）コミュニケーション支援事業　･････････････････････････････23

（２－５）日常生活用具給付等事業　･････････････････････････････････24

（２－６）移動支援事業　･･･26

（２－７）地域活動支援センター機能強化事業　･･･････････････････････27

《その他の事業（任意事業）》　･･･････････････････････････････････････29

（２－８）訪問入浴サービス事業　･･････････････････････････････････29

（２－９）日中一時支援事業・障害児タイムケア事業　･････････････････････30

（２－10）社会参加促進事業　･････････････････････････････････････32

第２期計画の必要量見込み一覧　･････････････････････････････････35

５　資料　･･36

1　計画の見直しにあたって

○本市における障害者に関する計画としては、障害者基本法に基づき、障害者に関わる全ての施策の基本的な方向性を定めた「久留米市障害者計画」があります。一方、この「久留米市障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、障害者の地域生活移行や一般就労移行を進めるにあたっての整備目標量や福祉サービスの提供体制について定めているものです。

○全体の計画期間は、平成１８年度から平成２３年度の６年間と定められており、第１期障害福祉計画（以下「第１期計画」という。）を平成１８年度から平成２０年度まで、第２期障害福祉計画（以下「第２期計画」という。）を平成２１年度から平成２３年度までとしています。

○第１期計画策定時に、最終年度（平成 23 年度）の数値目標及びサービス見込量も設定しておりましたが、今回、第１期計画の進捗状況等の分析、課題の整理等を踏まえた見直しを行い、第２期計画として策定しました。

○第２期計画の策定にあたっては、障害者計画等の評価及び策定に関することをその役割とする「久留米市障害者自立支援協議会」よりご意見をいただきました。

○なお、障害者を取り巻く社会情勢の変化や関連する法律・制度などに変更があった場合には、必要に応じて今回の計画も見直しを行っていきます。

【計画の期間】

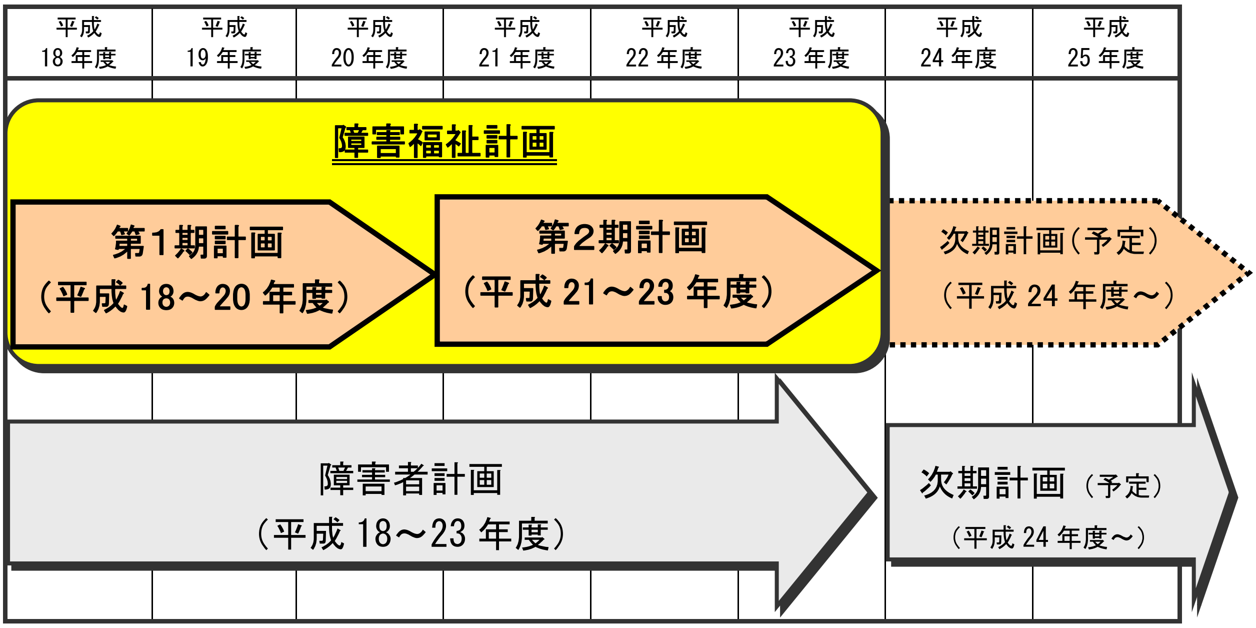

２　計画の基本的な考え方

第２期計画では、第１期計画における基本的視点を踏襲し、下記の４つの視点に基づき、障害者の生活に必要な障害福祉サービスなどの基盤整備を進めます。

基本的視点１　障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます

障害者が、さまざまなサービスの中から、自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で普通に暮らすことができるよう、質・量ともに十分な障害福祉サービスの確保に努めます。

基本的視点２　身体・知的・精神障害者に対して、共通のサービスを提供します

「障害者自立支援法」に基づき、これまで身体・知的・精神といった障害の種別ごとに分かれていたサービスを一元化することで、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図ります。

基本的視点３　地域生活への移行や就労を支援するためのサービスを充実します

障害者の自立を支援するため、施設や病院などから地域生活への移行や就労を支援するためのサービスの基盤整備を進めます。

基本的視点４　市内どこでも同じサービスが受けられるよう、配慮します

サービスの基盤整備にあたっては、各地域の障害者の数やニーズなどを踏まえつつ、より身近な地域でのサービス拠点づくりを進めます。

３　３つの課題と対応

計画策定にあたっては、国の基本指針に基づき、「障害者が住み慣れた地域で普通に暮らせるまちづくり」の一環として、施設入所者などの地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、３つの課題を取り上げ平成２３年度の数値目標を設定していました。この数値目標について、今回、以下のとおり見直しを行いました。

（１）施設入所者の地域生活への移行

【当初設定目標値】

① 平成１７年１０月現在の施設入所者の１割以上が、平成 23 年度までに地域生活へ移行すること（３８人）

② 平成 23 年度末時点での施設入所者数を、平成 17 年 10 月１日時点の施設入所者数から７％減少すること（３５０人）

【現在までの進捗状況】

・①の目標数 38 人に対し、平成 20 年１１月までの地域生活累計者は 20 人であり、現在の進捗率は 52.6%です。

・地域生活移行者２０人の内訳は、グループホーム（７人）、就職（２人）、リハビリ施設からの訓練終了（５人）、入所施設から通所施設への利用変更（２人）、家庭復帰（４人）となっています。

・②の施設入所者数については、平成２３年度末の目標値３５０人に対し、平成 20 年 11 月現在 ３８１人であり、目標人数より３１人増加しています。

・地域生活への移行が一定進みながらも、一方では入所を必要とする人がいるということがいえます。その中には、本人の加齢に伴う障害の重度化や介護者である親の高齢化等により、在宅生活が困難になったため入所する方や、精神科病院から直接施設入所する例も報告されています。

・障害者自立支援法では、施設入所の対象は障害程度区分で決められています。特に、障害程度の軽い人の地域生活移行を積極的に進めていかなければなりませんが、現時点では、入所施設の大半が自立支援法による新体系に移行していないため、地域生活移行への動きがまだでていないという現状があります。

①地域生活移行者の状況

項　目	数値	説明
計画策定時入所者数　（A）	376 人	平成 17 年 10 月 1 日時点
当初設定した平成 23 年度目標値	38 人	Ａ×１０％
現在までの地域生活移行者数（累計）	20 人	平成 20 年 11 月 1 日時点

※　この場合の「入所施設」とは、身体障害者（療護・更生・授産）施設、知的障害者（更生・授産）施設、精神障害者入所授産施設及び障害者支援施設を指す。
※「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、公営住宅などの一般住宅へ移行した者をいう（家庭復帰を含む）。

②施設入所者の状況

項　目	数値	説明
計画策定時入所者数　（A）	376 人	平成 17 年 10 月 1 日時点
当初設定した平成 23 年度目標値	350 人	Ａ－（Ａ×７％）
現在の入所者数	381 人	平成 20 年 11 月 1 日現在

【課　題】

○　地域生活移行のための相談・支援体制がまだ十分整備されていない中でも、２０人が地域生活に移行しており、今後も増加が見込まれます。地域生活移行に関わり継続して支援していくために、入所施設と地域の相談機関が協働していくシステムの構築が必要になっています。

○　在宅での生活が困難なことにより、住み慣れた地域での生活をあきらめざるを得ない人がいるのではと懸念されます。地域生活を継続するためのショートスティ、日中活動の場、ホームヘルプ等、在宅支援サービスをコーディネイトする仕組みが必要です。

【今後の対応】

○　入所施設においては、新体制への移行期限である平成２３年度に向け、入所者で障害程度区分が軽く、地域生活移行の対象となっている人への支援が今まで以上に必要です。

○　地域生活を継続し、充実したものにするためには、様々な社会資源やサービスを熟知し、その人に合わせてコーディネートするケアマネジメントが必要です。障害者のためのケアマネジメントを行う指定相談支援事業の体制づくりを検討します。

○　グループホーム、ケアホームの充実に向けて、平成 20 年度に創設された国庫補助制度やグループホーム等改修事業を活用して整備を促進していきます。

○　市営住宅におけるグループホーム、ケアホームの開設や住居サポートなどの地域生活

を支える取り組みを進めます。

○　生活における様々な問題の相談を受け、直接支援するだけでなく連携して解決に結びつけることができる相談ネットワークづくりを支援します。

【見直し後の目標値】

①平成２３年度末までの地域生活移行者数を当初の３８人から**５０人**に修正します。

②平成 23 年度末時点での施設入所者数については、当初設定した**３５０人**を目標に、継続して取り組んでいきます。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

【当初設定目標値】

・国の「精神保健医療改革ビジョン」を踏まえ、平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者がすべて退院すること。（８６人）

【現在までの進捗状況】

・目標値自体は、平成１８年に福岡県が実施した調査結果から導かれた数値です。平成２０年の追跡調査では、１０３人のその後は、入院継続者６７人、退院者２９人、再入院者４人、死亡３人でした。

・平成２３年度末までの地域生活移行目標者数８６人に対して、平成 20 年 11 月までの地域生活移行者（退院者）は２９人であり、進捗率は 33.7%です。

・保護課において退院促進事業を実施していますが、重複等の確認ができないため計上していません。

項　目	数　値	説明
計画策定時の 退院可能な精神障害者数　（A）	103 人	平成１８年の福岡県の調査における久留米市内からの入院者数
当初設定した平成 23 年度目標値	86 人	平成 23 年度末までに減少をめざす人数　（A）×５／６
現在までの地域生活移行者数 （退院者）	29 人	平成２０年１１月、福岡県による(A)の追跡調査に基づく数値

※退院可能精神障害者とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をいう。

【課　題】

○　入院中の精神障害者の中でも特に、長期入院で家庭等の帰住先がない方の地域生活への円滑な移行のためには、様々な形での住まいの確保が重要な課題であり、特に民間住宅入居等においては保証人の存在が大きな課題となっています。

○ 地域生活が定着し、安定した生活をおくるためには、日中活動の場を作るとともに交流の場や相談を受け支援につなぐ機関等がこれまで以上に必要になってきます。

【今後の対応】

○ 地域生活を支えるサービスとしてのグループホームやケアホームの充実を図るために、市営住宅における設置について検討し取り組みを進めます。

○ 地域生活を支えるサービスを、円滑に活用する相談体制の充実に努めます。

○ 公的保証人制度など、地域生活を支援するための各種制度の検討を進めます。

【見直し後の目標値】

○受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者がすべて退院するという目標（**８６人**）に継続して取り組んでいきます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

【当初設定目標値】

○ 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人を、平成１７年度の４倍とすること。（年間８人）

【現在までの進捗状況】

○ 平成２０年度の就労移行者数は年間６人（見込み）です。

○ 障害別では知的障害者５人、精神障害者１人であり、職種は清掃・分別関係４人、食品関係１人、園芸関係１人となっています。利用福祉施設別では、就労移行支援事業所利用者が５人、就労継続支援Ｂ型事業所１人です。

○ 平成 20 年１１月現在の市内事業所の設置状況は、就労移行支援事業所３カ所（平成19 年度に２ヵ所、20 年度１ヵ所）・就労継続支援Ａ型事業所１ヵ所（平成 20 年度)、就労継続支援Ｂ型事業所２ヵ所（平成 19、20 年度各１ヵ所）ですが、近隣の市町村にも多くの事業所が存在しています。

項　目	数値	説明
計画策定時の 年間一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
当初設定した 平成 23 年度目標値	8 人	平成 23 度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 （国の目標：計画策定時の４倍以上）
平成 20 年度の 年間一般就労移行者数	6 人	平成 20 年度見込

※「一般就労した者」とは、一般に企業などに就職した者（就労継続支援Ａ型及び福祉工場

の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
※この場合の「福祉施設」とは、次の施設をいう。
[身体障害者施設]更生施設、療護施設、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
[知的障害者施設]更生施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
[精神障害者施設]生活訓練施設、授産施設(入所・通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
[就労移行支援事業所]・[就労継続Ａ型事業所]・[就労継続Ｂ型事業所]

【課　題】

○　就労移行支援を効果的に行うためにも、就労支援体制の充実や就労支援担当職員の資質の向上、障害者を受け入れる企業の開拓が必要です。

○　施設入所者に対して、一般就労へむけた訓練とともに、意欲を高めるようなロールモデルの提示などの働きかけが必要です。

○　既に就労している人に対し、継続した定着・生活支援を行うことが退職予防に効果的ですが、就労移行支援事業所のみでの実施は難しい現状があります。

【今後の対応】

○　福祉施設から一般企業などへの就労を促進するために、福祉・教育・労働の各分野のネットワークを構築し、就労移行支援事業所や関係機関の協働による円滑な就労移行に向けた仕組みづくりを進めます。

○　事業所に対して、障害者雇用のノウハウの伝達や一般就労に関する助成事業等の周知に努めます。

○　一般就労をした障害者の就労継続のため、就業・生活支援センターの設置を図り、地域生活支援を進めます。

【見直し後の目標値】

○今後、旧法施設等が就労移行支援事業所に移行することが想定されることや、既存の就労移行支援事業所での就労訓練技術の向上が見込まれることから、目標値を**年間１５人**に修正します。

４　サービス必要量見込みと確保の方策

（１）指定障害福祉サービス・指定相談支援

（１－１）訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【第１期計画の実績と課題】

○　第１期計画策定時においては、障害者自立支援法の新たなサービス体系が明確でなかったため、国が示したワークシートでの見込量算定となり、決定支給量のみでの算定であったことから、実績と大きな隔たりが出てしまいました。

○　年々、実利用者数・利用時間ともに増加しており、サービスが一定浸透してきていると考えられます。

○　しかし、平成20年度における実利用者は受給決定者（585人）の５４．５％であり、家族等の介護により利用しない人や、ニーズがありながら利用できないでいる人も存在するであろうことを念頭におく必要があります。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位:延時間／月

年　　度		18年度	19年度	20年度	23年度
第１期計画見込み量		24,637 時間	27,562 時間	30,788 時間	41,060 時間
実績	月間利用延時間	7,871時間	8,636時間	9,274時間	
	実利用者数	263人	270人	319人	

＊この表を始め平成20年度実績は、平成20年11月30日現在の数値とします。

【見直しにあたっての考え方】

○ これからの在宅支援は、①成人期における同居家族からの自立　②施設・病院からの地域移行　③地域生活における質の向上（加齢に伴う障害の重度化への対応を含む）　が柱であると考えます。

○ そのため、重度訪問介護や、レスパイトも加味した行動援護においてこれまで以上の利用が見込まれます。

【見直し後の必要量見込み】　単位:月間延べ利用時間及び実利用者数

サービス名		21 年度	22 年度	23 年度
合　　計		11,605 時間 369 人	12,546 時間 379 人	14,179 時間 390 人
	居宅介護	8,817 時間	9,442 時間	10,106 時間
	重度訪問介護	2,678 時間	2,880 時間	3,097 時間
	行動援護	110 時間	224 時間	356 時間
	重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	620 時間

【推進に向けての方策など】

○ サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供などを行い、多様な事業者の参入を促進します。特に、「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」は、利用者のニーズを的確に把握し、サービス事業者の確保に努めます。

○ 必要なサービスが適切に利用できるよう、障害者ケアマネンジメントを含む相談支援事業の充実に努めます。

○ ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を進め、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

（１－２）日中活動系サービス［介護給付］

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、レスパイトケアとして、「児童デイサービス」や「短期入所」を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【第 1 期計画の実績と課題】

○ 旧法施設の新体系への移行は、平成 18 年度末 3 施設、平成 19 年度末 5 施設であり、平成 20 年度１１月末現在では、久留米市の障害者が利用している施設全体の 17.9%にあたる 17 施設となっています。新体系施設への移行猶予期間が平成２４年３月末となっているためか、移行がなかなか進んでいない状況です。

○ 訪問系サービスと同様に、第 1 期計画策定時、障害者自立支援法での新たなサービス体系が明確ではなかったために、国が示したワークシートで見込量を算定しており、実績に基づく具体的な検討ができていなかったことは大きな反省点です。

○ 障害者デイサービスセンターからの新体系事業所への移行も含め生活介護の増加が目立っています。

○ 療養介護事業へ重度心身障害者施設からの移行を見込んでいましたが、児童福祉施設のあり方が国においても検討中であり、移行時期も流動的な状況になっています。

○ 児童デイサービス及び短期入所については、見込み量と実績に開きはあるものの、利用は順調に推移しています。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：人日／月、療養介護のみ人／月

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
生活介護	4,131	201	8,306	1,599	11,141	2,229	16,934
療養介護	80	8	80	8	81	8	83
児童ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	1,584	226	1,826	262	2,068	304	2,794
短期入所	4,168	271	4,665	321	5,175	310	6,749

【見直しにあたっての考え方】

○　生活介護及び療養介護については、久留米市の障害者が利用している施設の移行時期を調査し、見込み量の算出に反映しました。

○　児童デイサービス及び短期入所については、平成 19 年度実績を基礎に、伸び率を勘案して検討することとしました。

○　計画策定時点では、旧法施設の新体系移行への意向調査ができないまま必要量を見込んでいたため、第１期計画中の移行が見込みより大幅に少なくなってしまいました。猶予期間が平成２４年３月末までであるため、第２期計画中にほとんどの施設が新体系に移行する予定です。

【見直し後の必要量見込み】　単位：上段：人日／月　下段実利用者数　（療養介護のみ人／月）

サービス名	21年度	22年度	23年度
生活介護	5,382 234	8,487 369	13,984 608
療養介護	13	13	81
児童デイサービス	471 68	507 76	669 96
短期入所	395 116	493 145	616 181

【推進に向けての方策など】

○　サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供などを行い、多様な事業者の参入を促進します。

○　緊急時の利用や医療援助などのニーズに対応したサービスが質・量の両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

○　短期入所の利用は順調なものの、レスパイト的利用については、周知を含め利用促進を図ります。

（１－３）日中活動系サービス［訓練等給付］

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援Ａ型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 Ａ型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援Ｂ型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 Ｂ型では企業などやＡ型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やＡ型利用に結びつかなかった人などを対象とします。

【第１期計画の実績と課題】

○　（１－２）日中活動系サービス［介護給付］で述べたことと同様の理由で、ここでも見込み量と実績に大きな差が出ています。

○　新規事業開設・就労継続Ｂ型への新体系移行もあり、就労移行支援・就労継続支援Ｂ型の利用が伸びています。

○　介護保険施設の基準該当事業所として、久留米市地域密着共生型福祉特区による認定を受けた指定小規模多機能事業所２ヵ所、指定通所介護事業所４ヵ所を登録し、障害者も介護保険施設を利用できるようにしました。

【第１期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：人日／月

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
自立訓練（機能訓練）	71	12	170	15	213	0	260
自立訓練（生活訓練）	434	0	938	66	1,133	168	1,444
就労移行支援	987	0	2,241	242	2,654	578	3,028
就労継続支援Ａ型	20	0	39	26	414	37	1,894
就労継続支援Ｂ型	472	0	1,109	615	2,250	806	5,958

【見直しにあたっての考え方】

○　平成 20 年１１月の旧法施設利用者数は、入所３２４人・通所２２５人、合計５４９人でした。この数値を基礎に、下記の４つの要因を踏まえ、平成 21 年度以降のサービス見込量を推計しました。

・久留米市の障害者が利用している福祉施設の移行時期を調査し、見込み量に反映しました。

・「入院中の精神障害者の地域生活への移行」（７ページ参照）の数値目標を加味しました。

・近郊の特別支援学校の卒業者の近年の進路先の福祉施設利用実績を加味しました。

・地域活動支援センターⅢ型及び共同作業所から新体系への移行についても、12 ケ所中２ヶ所が 23 年度までに就労継続Ｂ型へ移行すると見込みました。

○　旧法施設から新体系施設への移行猶予期間が平成２４年３月末までのため、かなりの施設が第２期計画中に新体系へ移行することが見込まれます。

【見直し後の必要量見込み】　単位：上段：人日／月・下段：実利用者数

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
自立訓練（機能訓練）	0	0	161
	0	0	7
自立訓練（生活訓練）	529	759	1,288
	23	33	56
就労移行支援	1,311	2,024	3,036
	57	88	132
就労継続支援Ａ型	575	989	1,081
	25	43	47
就労継続支援Ｂ型	2,093	3,956	8,326
	91	172	362

【推進に向けての方策など】

○　これらのサービスは、従来の通所・入所施設や共同作業所などからの移行が想定されるサービスであるため、サービス事業者に対して必要な情報を提供しながら、できるだけ早期に新しいサービスに移行できるよう、対象となる施設などに働きかけていきます。

○　「就労移行支援事業」については、事業を終了した後に一般企業などで働くことができるよう、地域の企業やハローワークなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。

○　「就労継続支援事業」については、工賃の確保にも留意していきます。

○　精神障害者の日中活動の場を確保するため、これまで精神障害者の利用がなかった施設などに対し、精神障害者の受け入れを要請するとともに、精神障害に関する研修などの支援を行います。

（１－４）居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 （ケアホーム）	生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【第１期計画の実績と課題】

○ 共同生活援助及び共同生活介護の利用実績については、見込量よりもかなり上回る実績となっています。その原因として、策定時に入所施設から共同生活援助等事業所等への意向調査を行なっておらず、新規事業所分を把握できていなかったことがあります。

○ 旧法入所施設の新体系への移行数は、平成 18 年度は 1 施設、平成 19 年度も 1 施設という状況であり、20 年度１２月末現在、旧法入所施設全体の 12.5%にあたる９施設しか移行しておらず、旧法入所施設の新体系事業への移行は、旧法通所施設の新体系事業への移行より進んでいないといえます。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：人／月

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
共同生活援助・共同生活介護	55	74	58	81	69	98	112
施設入所	386	371	378	377	373	381	350
新体系（施設入所支援）	2	4	15	14	45	57	350
旧体系 （居住系旧入所サービス分）	384	367	363	365	328	324	0

【見直しにあたっての考え方】

○　久留米市の障害者が利用している福祉施設の移行時期を調査し、見込み量に反映しました。

○　「入院中の精神障害者の地域生活への移行」（７ページ参照）の数値目標を加味しました。

【見直し後の必要量見込み】

単位：人／月

サービス名		21 年度	22 年度	23 年度
共同生活援助・共同生活介護		121	141	185
施設入所		378	373	350
	新体系（施設入所支援）	102	180	332
	旧体系（居住系旧入所サービス分）	276	193	18

【推進に向けての方策など】

○　グループホーム、ケアホームについては、障害者の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供を積極的に行い、事業者の参入を促進するとともに、市営住宅などの活用も検討していきます。

○　施設入所支援については、障害程度区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県などと連携して、必要定員を確保していきます。

（１－５）その他のサービス（相談支援）

福祉サービスの利用援助などの相談支援を実施します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
相談支援	支給決定を受けた障害者の心身の状況やサービス利用意向、家庭環境などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【第 1 期計画の実績と課題】

○ 第１期計画の策定時において、サービス利用計画作成に関する具体的な明示がなかったことや実績も全くない状況での見込みであったため、障害者生活支援センター「ピアくるめ」での相談対応件数の１割を、自分でサービス利用を計画できない者等を対象としたサービス利用計画作成の対象として見込んでいました。この結果、見込量と実績がかけ離れた結果となっており、大きな反省点です。

○ 全国的にもサービス利用計画作成費の利用がほとんどなく、久留米市においても利用決定者がいませんでした。利用対象者の拡大の状況を踏まえ、今後利用対象者を判断していく必要があります。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：人／月

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
相談支援	99	0	136	0	168	0	253

【見直しにあたっての考え方】

○ 福祉施設及び精神科病院からの地域移行する数値を、サービス利用計画を作成する必要量の見込みとします。

【見直し後の必要量見込み】　単位：人／月

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
相談支援	16	37	53

【推進に向けての方策など】

○ サービス利用計画にかかる制度に対しての、国における議論の動向を踏まえながら、必要な検討を行います。

○ 介護保険の居宅介護支援事業者など類似するサービス事業者などとも連携しながら、障害者ケアマネンジメントを行う指定相談支援事業への多様な事業者の参入を促進していきます。

［指定障害福祉サービス・指定相談支援］第２期計画の必要量見込み一覧

区分	サービス名		単位	必要量見込み		
				21年度	22年度	23年度
訪問系サービス	合　　計		時間/月	11,605	12,546	14,179
			利用見込数	369	379	390
		居宅介護	時間/月	8,817	9,442	10,106
		重度訪問介護	時間/月	2,678	2,880	3,097
		行動援護	時間/月	110	224	356
		重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	620
日中活動系サービス	生活介護		人日/月	5,382	8,487	13,984
			利用見込数	234	369	608
	療養介護		人/月	13	13	81
	児童デイサービス		人日/月	471	507	669
			利用見込数	68	76	96
	短期入所		人日/月	395	493	616
			利用見込数	116	145	181
	自立訓練（機能訓練）		人日/月	0	0	161
			利用見込数	0	0	7
	自立訓練（生活訓練）		人日/月	529	759	1,288
			利用見込数	23	33	56
	就労移行支援		人日/月	1,311	2,024	3,036
			利用見込数	57	88	132
	就労継続支援（Ａ型）		人日/月	575	989	1,081
			利用見込数	25	43	47
	就労継続支援（Ｂ型）		人日/月	2,093	3,956	8,326
			利用見込数	91	172	362
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）		人/月	121	141	185
	施設入所		人/月	378	373	350
その他	相談支援		人/月	16	37	53

（２）地域生活支援事業

≪必須事業≫

（２－１）相談支援事業

ア）障害者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業

障害者やその家族などからの福祉に関するさまざまな問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスなどの利用支援などを行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【第１期計画の実績と課題】

○　平成１８年１０月から、地域生活支援センター１ヵ所と委託契約し、相談支援事業の拠点としての体制を整えました。

【第１期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位:箇所

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
相談支援事業	1	1	1	1	5	1	5
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1	5

【見直しにあたっての考え方】

○　久留米市障害者自立支援協議会の相談専門部会等の相談体制の拠点等についての議論を踏まえ、検討を進めます。

【見直し後の必要量見込み】　　単位:箇所

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
相談支援事業	1	3	5
市町村相談支援機能強化事業　※	実施	実施	実施

※　国の指示により、必要量見込みの方法が実施の有無に変更になっています。

【推進に向けての方策など】

○　久留米市障害者自立支援協議会での、障害者がもれなく相談しやすい体制に関する議論を踏まえながら、相談支援事業者等と連携を進めます。

○　指定相談支援事業所による支援相談の充実を図ります。

○　中立公平な立場での事業推進が図れることを配慮し、設置に向けた検討を進めます。

イ）地域自立支援協議会

障害児（者）に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進する中核的な役割を果たす協議の場として「久留米市障害者自立支援協議会」を設置しています。

【第１期計画の実績と課題】

○　平成２０年２月に、「久留米市自立支援協議会」を設置し、下部組織として、幹事会・専門部会を設置しました。課題別に具体的検討を行う専門部会は、現在は「相談」「就労」の２つです。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：箇所

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
地域自立支援協議会	1	0	1	1	1	1	1

【見直しにあたっての考え方】

○　第１期計画における考え方を踏まえ、同様と見込みました。

【見直し後の必要量見込み】

サービス名	21年度	22年度	23年度
地域自立支援協議会　※	実施	実施	実施

※　国の指示により、必要量見込みの方法が実施の有無に変更になっています。

【推進に向けての方策など】

○　地域生活における課題解決に向けて、主体的に取り組むとともに、関係機関とのさらなる連携を進めます。

（２－２）住宅入居等支援（居住サポート）事業

知的障害者・精神障害者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。

【第１期計画の実績と課題】

○　平成１８年１０月より、相談支援事業者「ピアくるめ」に事業を委託しており、家主などへの相談・助言等の支援を行っていますが、２４時間支援については対応していません。

【第１期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位：件（延べ）

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
住宅入居等支援（居住サポート）事業	0	0	0	4	1	12	5

【見直しにあたっての考え方】

○　実績を踏まえ、見込量を変更しました。

【見直し後の必要量見込み】　　括弧内の単位：件（延べ）

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
住宅入居等支援（居住サポート）事業 ※	実施 (15)	実施 (18)	実施 (21)

※　国の指示により、必要量見込みの方法が実施の有無に変更になっています。

【推進に向けての方策など】

○　本事業をより一層活用する方策の検討を進めるとともに、広報・周知に努めましします。

○　指定相談支援事業所等による相談の充実を図ります。

（２－３）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。

【第１期計画の実績と課題】

○　施設・医療機関からの相談を受け、市長申立件数は増加傾向にありますが、申立後に本人の所得等により、助成対象外のため、この事業の実績としてはない状況です。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位：件（延べ）

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
成年後見制度利用支援事業	1	0	2	0	5	0	10

【見直しにあたっての考え方】

○　第１期計画における考え方を踏まえ、同様と見込みました。

【見直し後の必要量見込み】

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
成年後見制度利用支援事業　※	実施	実施	実施

※　国の指示により、必要量見込みの方法が実施の有無に変更になっています

【推進に向けての方策など】

○　施設・医療機関からの地域移行が進むにつれて、成年後見の申立てが増加する見込であるため、申立て費用や後見人などの報酬の助成等の検討を進めます。

○　事業の実績がないため、関係機関に更なる周知に努めます。

（２－４）コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思の疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより意思疎通の円滑化を図ります。

また、平成２０年度から、重度障害者の入院時のコミュニケーション支援を検討していきます。

【第１期計画の実績と課題】

○　年々利用者の増加傾向にあるため、今後も利用増が見込まれます。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位:件(延べ)

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
コミュニケーション支援事業	400	408	420	513	440	510	462

【見直しにあたっての考え方】

○　行政機関の行事への手話通訳者等を配置することが周知されてきたことにより増加しており、さらに、重度の障害者の入院時支援を見込むため、見込量を修正しました。

【見直し後の必要量見込み】

手話通訳者設置事業単位:設置見込み者数　手話通訳者派遣事業単位;利用見込み者数

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
コミュニケーション支援事業			
手話通訳者設置事業	1	1	1
手話通訳者派遣事業(要約筆記者を含む)	520	530	540
（参考）重度障害者コミュニケーション支援事業	実施	実施	実施

【推進に向けての方策など】

○　利用者の増加が見込まれるため、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催することで人材確保及び育成等に努めます。

○　重度の障害者の入院時において、医師や看護師との意思疎通が十分に図れない場合にヘルパーを派遣し、診療行為を円滑に行えるような事業の検討を行います。

（２－５）日常生活用具給付等事業

重度障害者などに対し、介護訓練支援用具や自立生活支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

また、住宅改修に必要な費用の助成を行います。

【第１期計画の実績と課題】

○　排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具以外については、第１期計画の見込量を下回る結果となっています。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位:件(延べ)

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	22	21	24	13	27	9	34
②自立生活支援用具	58	69	59	57	59	45	62
③在宅療養等支援用具	52	49	55	49	58	43	70
④情報・意思疎通支援用具	86	90	92	47	100	64	127
⑤排泄管理支援用具	1,758	1,912	1,845	1,905	1,938	2,333	2,286
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	7	4	6	4	17	5

上記の主な用具①(特殊寝台・移動用リフト等)②(入浴補助用具・移動支援用具等)③(吸入器等)
④(点字関連用具・聴覚障害者用通信装置等)⑤(ストマ用装具等)⑥住宅改修費

【見直しにあたっての考え方】

○　実績に基づき、今後の伸びを見込んだ結果、第１期計画の見込み量を修正しました。ただし、⑥の居宅生活動作補助用具については、年度毎の推移が流動的なため、平成 20 年度実績の数値で見込みます。

【見直し後の必要量見込み】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位:件(延べ)

サービス名		21 年度	22 年度	23 年度
日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	9	10	10
	②自立生活支援用具	56	70	87
	③在宅療養等支援用具	46	49	52
	④情報・意思疎通支援用具	67	70	73
	⑤排泄管理支援用具	2,636	2,979	3,366
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	17	17	17

【推進に向けての方策など】

○　障害者のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的な種目等の見直しを行います。

（２－６）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

【第１期計画の実績と課題】

○ 第１期計画の実績は、ほぼ見込量どおり推移しており、利用者数及び延べ利用時間ともに、年々増加傾向にあります。

【第１期計画における見込量と利用実績の推移】 上段:月利用延べ時間 下段:実利用者数

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
移動支援	2,906	3,088	3,051	3,110	3,204	3,191	3,501
	198	201	208	203	218	208	239

【見直しにあたっての考え方】

○ 平成 20 年度最新実績に基づき、移動支援の月間利用量に伸びを勘案し、さらには、潜在的ニーズと（福祉施設・入院中の精神障害者）地域移行者のサービス利用のニーズを見込み、各年度の平均月間利用量を見込みました。

○ 精神障害者の申請者が増加しているため、それに伴う増加分を必要量に加えました。

【見直し後の必要量見込み】 上段:月利用延べ時間 下段:実利用者数

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
移動支援事業	3,700	3,799	3,901
	242	249	256

【推進に向けての方策など】

○ サービスの質の確保を図るため、障害福祉サービス事業に準じた事業者指導を実施します。

○ 利用者の増加に対応できるように、移動支援事業への参入呼びかけを実施します。

（２－７）地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の３類型があります。

【地域活動支援センターの概要】

種類	内容
Ⅰ型	○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施する。 ○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
Ⅱ型	○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施する。
Ⅲ型	○地域において概ね５年以上安定的な運営が図られている小規模作業所などから移行するもの。

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行う。

【第１期計画の実績と課題】

○　地域活動支援センターの実施場所の増減はありませんでした。地域活動支援センターから障害福祉サービス事業への移行もありませんでした。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】

①の上段:実施箇所　①の下段:利用見込者数　②:実施箇所

サービス名			18年度		19年度		20年度		23年度
			見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
地域活動支援センター									
	①基礎的事業		13	13	15	13	16	13	19
			98	108	120	112	128	110	152
	②機能強化事業	Ⅰ型	2	2	2	2	3	2	3
		Ⅱ型	0	0	0	0	1	0	1
		Ⅲ型	11	11	11	11	12	11	15

【見直しにあたっての考え方】

○ 相談ネットワーク体制の構築により、相談支援事業の充実を図ることから、地域生活支援センターⅠ型の見込み量を修正しました。

○ 久留米市地域密着共生型福祉特区などにより、障害児（者）を介護保険施設で受入る事業所が市内に６ヶ所あり、今後も増加が見込まれることから見込み量を修正しました。

○ 地域での共同作業所づくりの動向や、地域活動支援センターⅢ型の利用者数の現状から見込み量を修正しました。

【見直し後の必要量見込み】　①の上段:実施箇所　①の下段:利用見込者数　②:実施箇所

サー　ビス名			21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター					
	①基礎的事業　※		16	16	17
			124	137	152
	②機能強化事業	Ⅰ型	2	2	2
		Ⅱ型	0	0	1
		Ⅲ型	11	11	12

※　市外３か所（大川市・うきは市・小郡市）の利用分を含む

【推進に向けての方策など】

○ 久留米市障害者自立支援協議会における、障害者がもれなく相談しやすい体制づくりに関する議論を踏まえながら、相談支援事業者等と連携を進めます。

○ 指定相談支援事業所による支援相談の充実を図ります。

○ それぞれ地域活動支援センターが、その役割と機能を十分活かし、地域に根ざした活動ができるよう働きかけていきます。

≪その他の事業（任意事業）≫

国が示す必須事業以外に本市の地域特性を考慮し、下記の事業を実施します。

（２－８）訪問入浴サービス事業

身体障害者の在宅生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供します。

【第1期計画の実績と課題】

○　自宅以外での入浴することのできる社会資源の増により利用者数が減少し、第１期計画における見込量を下回っています。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位：人

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
訪問入浴 サービス事業	17	17	18	16	19	14	22

【見直しにあたっての考え方】

○　実利用者が減少している実績を踏まえ、見込量を見直しました。

【見直し後の必要量見込み】　単位：人

サービス名	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	16	18	20

【推進に向けての方策など】

○　サービス提供事業所の確保策として、介護保険事業所等に制度の周知を図ります。

（２－９）日中一時支援事業・障害児タイムケア事業

日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的訓練を行う事業です。

【第１期計画の実績と課題】

○　第１期計画における見込量は下回っていますが、利用日数及び実利用者数ともに、実績が伸びています。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　単位:人日/月

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
日中一時支援事業	325	221	365	313	405	340	525

【参考】　　上段:人日／月　下段:実利用者数

サービス名	18 年度	19 年度	20 年度
障害児タイムケア事業	472 57	514 63	508 69

※障害児タイムケア事業は第1期計画策定段階で、事業についての考え方が流動的だったため、見込量に計上していませんでしたが、国の考え方では、日中一時支援事業に含まれたため、今回の計画見直しより、見込み量を計上します。

【見直しにあたっての考え方】

○　平成 20 年度最新実績に基づき、日中一時支援事業及び障害児タイムケア事業の月間利用量に伸びを勘案し、各年度の月間利用量及び利用者数を算出します。

【見直し後の必要量見込み】　　　　　　　　　　　上段:人日／月　下段:実利用者数

サービス名	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	978 198	1,066 213	1,164 225
日中一時支援型	415 122	451 130	490 134
障害児タイムケア型	563 76	615 83	674 91

【推進に向けての方策など】

○　今後の利用者の増加に伴い、事業実施する場所等の拡大に向けて、検討を進めます。

（２－１０）社会参加促進事業

ア）スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。

【第１期計画の実績と課題】

○　久留米パラリンピックやスポーツ教室を開催し、開催回数は増加していません。参加者数については、１９年度の若干の減少を除けば、増加傾向にあります。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】

見込:開催回数　実績:上段・開催回数　下段・参加者数

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ 教室開催等事業	10 630	10 645	10 660	10 639	10 690	10 713	12 920

【見直しにあたっての考え方】

○　第１期計画における考え方を踏まえ、同様と見込みました。

【見直し後の必要量見込み】　上段:開催回数　下段:参加者数

サービス名	21年度	22年度	23年度
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室開催等事業	10 715	10 720	12 735

【推進に向けての方策など】

○　久留米パラリンピックについては、毎年種目や開催方法について十分検討するとともに、スポーツ教室については開催回数の増加について検討していきます。

○　一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために啓発活動をすすめます。

イ）奉仕員養成研修事業

聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思の疎通を図ることに支障がある方とのコミュニケーション支援の一環として、手話や要約筆記、点訳、朗読などの奉仕員を養成する事業です。

【第１期計画の実績と課題】

○　終了証を交付された数を参加者として算定していますが、年々減少しています。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　　上段:講座等の数　下段:参加者数

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
奉仕員養成研修事業	3 57	5 79	3 70	5 71	4 80	5 56	5 120

【見直しにあたっての考え方】

○　２０年度実績と第１期計画における見込量に大幅な差があるため、実績に沿った見込みに変更します。

○　修了者数が減少傾向にあることから、開催内容や日程等の検討をしていきます。

【見直し後の必要量見込み】　　上段:講座等数　下段:参加者数

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
奉仕員養成研修事業	4 60	5 70	5 80

【推進に向けての方策など】

○　事業の周知や利用しやすい開催場所等を選定します。

ウ）福祉ホーム事業

住居を求めている身体障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。

【第1期計画の実績と課題】

○ 福祉ホーム事業の利用計画していた市内事業所が計画を中止したことで、利用者はほとんどありません。現在の利用者は、県外の福祉ホーム利用者です。

【第1期計画における見込量と利用実績の推移】　単位;人

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込
福祉ホーム事業	0	0	0	1	10	1	10

【見直しにあたっての考え方】

○ 現在、国の方で、グループホーム・ケアホームの利用対象者を身体障害者まで拡大することが検討されているが、現在の身体障害者の地域移行にむけた居住の場であり必要性があるため、第１期計画における見込量と同様とします。

【見直し後の必要量見込み】　単位;人

サービス名	21 年度	22 年度	23 年度
福祉ホーム事業	1	1	10

【推進に向けての方策など】

○ 現状では、身体障害者に対する施設からの受け皿として、重要であるので、市内法人への周知を図ります。

［地域生活支援事業］第２期計画の必要量見込み一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み 21年度	22年度	23年度
必須事業	（１）相談支援事業				
	①相談支援事業				
	ア　障害者相談支援事業	箇所	1	3	5
	イ　地域自立支援協議会　※	実施の有無	実施	実施	実施
	②市町村相談支援機能強化事業 ※	実施の有無	実施	実施	実施
	③住宅入居等支援(居住ｻﾎﾟｰﾄ)事業　※	実施の有無	実施(15)	実施(18)	実施(21)
	④成年後見制度利用支援事業　※	実施の有無	実施	実施	実施
	（２）コミュニケーション支援事業	件(延べ)			
	手話通訳者設置事業	人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業	件(延べ)	520	530	540
	（３）日常生活用具給付等事業				
	①介護・訓練支援用具	件(延べ)	9	10	10
	②自立生活支援用具	件(延べ)	56	70	87
	③在宅療養等支援用具	件(延べ)	46	49	52
	④情報・意思疎通支援用具	件(延べ)	67	70	73
	⑤排泄管理支援用具	件(延べ)	2,636	2,979	3,366
	⑥居宅生活動作補助用具	件(延べ)	17	17	17
	（４）移動支援事業	時間／月	3,700	3,799	3,901
		人／月	242	249	256
	（５）地域活動支援センター				
	①基礎的事業	箇所	16	16	17
		利用見込	124	137	152
	②機能強化事業　Ⅰ型	箇所	2	2	2
	②機能強化事業　Ⅱ型	箇所	0	0	1
	②機能強化事業　Ⅲ型	箇所	11	11	12
その他の事業	（６）訪問入浴サービス事業	人／月	16	18	20
	（７）日中一時支援事業	人日／月	978	1,066	1,164
		人	198	213	225
	日中一時支援型	人日／月	415	451	490
		人	122	130	134
	障害児タイムケア型	人日／月	563	615	674
		人	76	83	91
	（８）社会参加促進事業				
	①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	事業数	10	10	12
		参加者	715	720	735
	②奉仕員養成研修事業	講座等数	4	5	5
		参加者	60	70	80
	（９）福祉ホーム事業	人	1	1	10

※　国の指示により今回の見直しでは、（１）相談支援事業の①-イ、②、③、④について、必要量見込みの単位が、「箇所」から「実施の有無」へ変更になっています。

5　資料

（１）障害者手帳所持者数の状況

平成２１年３月末現在､障害者手帳所持者数は 15,953 人(身体障害者手帳 12,826 人、療育手帳：1,861 人、精神障害者保健福祉手帳：1,266 人）となっており、平成１８年度から３か年の推移をみても年々増加しています。

また、手帳所持者の年齢構成をみると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）では他の障害に比べて 65 歳以上の高齢者の占める割合が高く、手帳所持者の 6 割以上が高齢者となっています。これに対して、知的障害者（療育手帳所持者）では 18 歳未満の児童の割合が高く、4 人に 1 人が児童となっています。また、精神障害者では 18～64 歳の働き盛りの年齢層が９割近くを占めています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

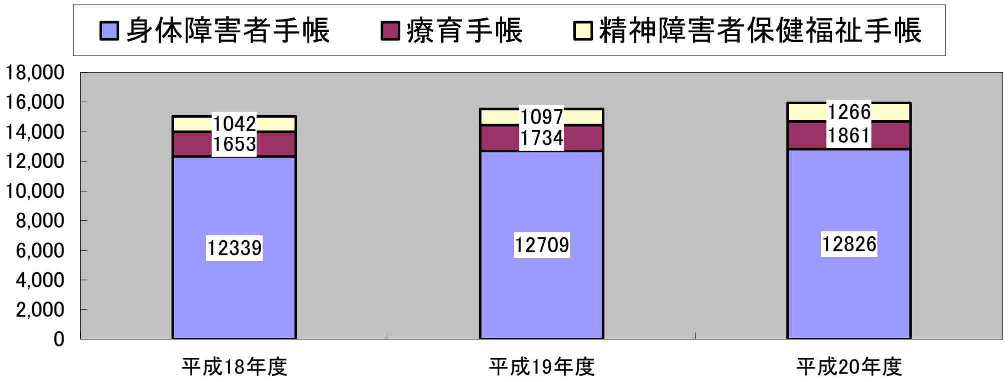

資料／障害者福祉課（平成１８・１９・２０年度：年度末現在）
※２種類以上の手帳所持者の人数はそれぞれに計上している（合計は重複含む）

◆障害者手帳所持者の年齢構成◆

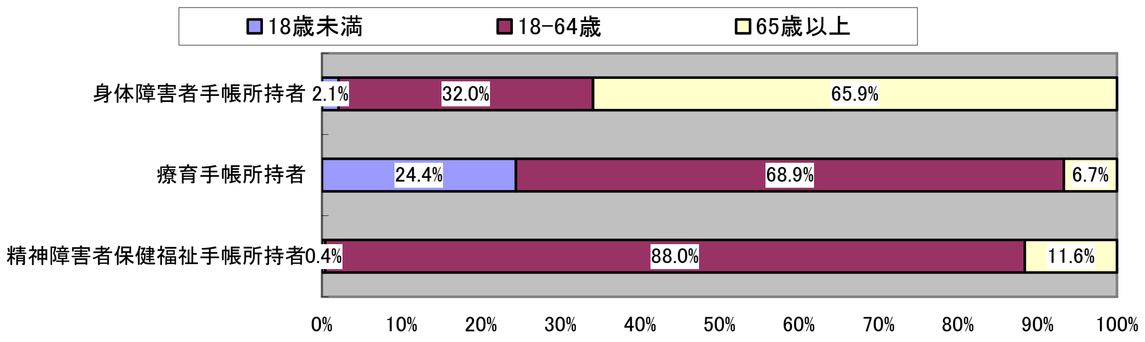

資料／障害者福祉課（平成 20 年度末現在）

（２） 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成２１年３月末現在で 12,826 人となっています。障害の種類（部位）別にみると、「肢体不自由（6,910 人）」が最も多く、次いで「内部障害（3,376 人）」となっており、これらの２障害で全体の８割を占めています。また、障害の等級別にみると、重度の身体障害者（１・２級）が全体の半数を占めています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移◆

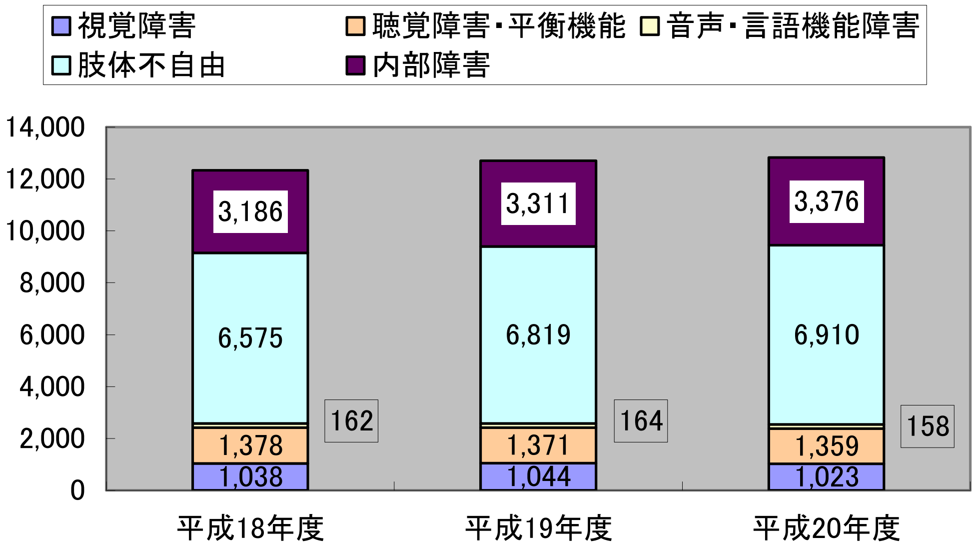

資料／障害者福祉課（平成１８・１９・２０年度：年度末現在）

◆身体障害者手帳所持者の種類別・等級別構成比◆

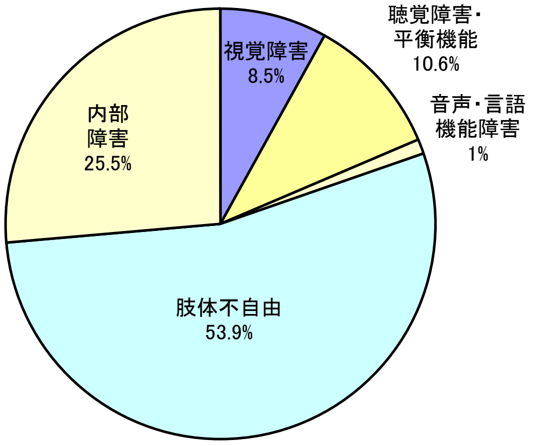

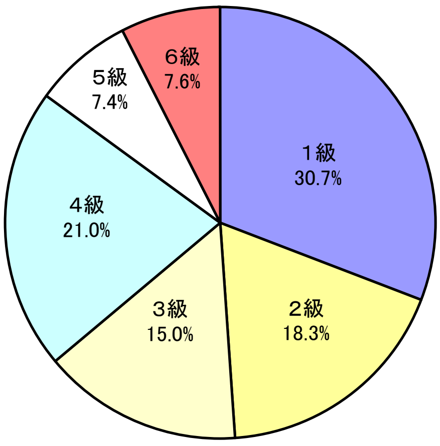

資料／障害者福祉課（平成２０年度末現在）

（３）知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、平成２１年３月末現在で 1,861 人となっています。障害の判定別にみると、A 判定が 1,098 人、B 判定が 763 人となっており、A 判定の重度障害者が全体の約６割を占めています。

◆療育手帳所持者数の推移、判定別構成比◆

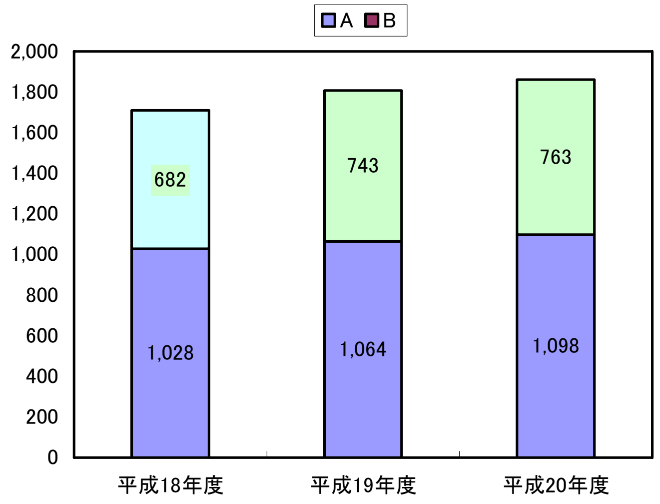

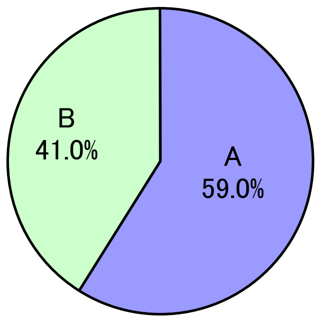

資料／障害者福祉課（平成１８・１９・２０年度：年度末現在）

（４）精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成２１年３月末現在で 1,266 人となっています。障害の等級別にみると、中等度の２級（903 人）が全体の７割を占めています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移、等級別構成比◆

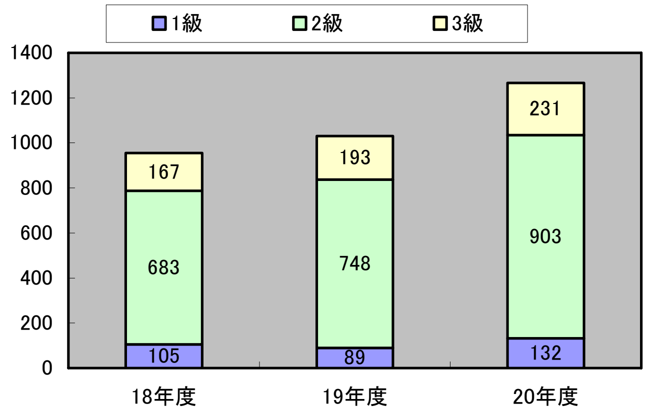

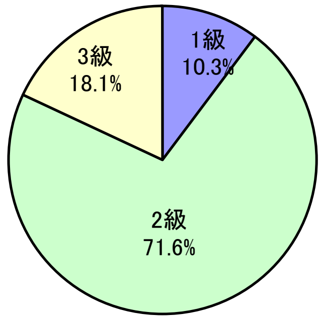

資料／障害者福祉課（平成 18・19・２０年度：年度末現在）

久留米市第２期障害福祉計画

平成２１年３月

発行　　久留米市　健康福祉部　障害者福祉課

〒830-8520　久留米市城南町１５－３

電　話：０９４２－３０－９０３５

ＦＡＸ：０９４２－３０－９７５２

ホームページアドレス：http://www.city.kurume.fukuoka.jp/